

○平成二十一年総務省告示第百二十七号（アマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

改正案					現行				
電波の型式を表示する記号は、次表のとおりとする。					電波の型式を表示する記号は、次表のとおりとする。				
指定周波数		無線従事者の資格	電波の型式	記号	指定周波数		無線従事者の資格	電波の型式	記号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1	<u>475.5kHz</u> <u>1,910kHz</u>	第一級アマチュア無線技士 第二級アマチュア無線技士 第三級アマチュア無線技士	A1A F1B F1D G1B G1D	3MA	1	<u>1,910kHz</u>	第一級アマチュア無線技士 第二級アマチュア無線技士 第三級アマチュア無線技士	A1A F1B F1D G1B G1D	3MA
		第四級アマチュア無線技士	F1B※ F1D G1B※ G1D	4MA			第四級アマチュア無線技士	F1B※ F1D G1B※ G1D	4MA
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注1～注3 (略)					注1～注3 (略)				
注4 ※を付した電波の型式は、自動受信を目的とする電信のうち、モールス <u>符号</u> によるものを除く（第四級アマチュア無線技士に限る。）。					注4 ※を付した電波の型式は、自動受信を目的とする電信のうち、モールス <u>符合</u> によるものを除く（第四級アマチュア無線技士に限る。）。				

附 則

この告示は、平成二十七年一月五日から施行する。